

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これといふと最も効果的な方法は思いつかない。  
 現在のコンピューターによる実合作業を併行して、  
 生年月日の方へ記録を優先し、専門のスタッフ  
 で、時間をかけてでも1件1件調査するしかいい  
 のではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、将来年金を適正に支給する  
うえで非常に重要なことと思っていました。  
府では、日々の事務の部署(旧行政機関、現在の業務  
センター)を設けて行っており、適確な管理を行っていると  
のこと思っていました。  
年金記録問題については、追取戻しと00045件のことが  
報道された時にありました。どうして、そのようなことになるのか  
理解出来なかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今から10年前から旧名簿の記録を整備するには、より困難  
性からして多額のお金と労力が必要であると推察される。  
ただ、その重要性からして、府では早い時期に(整連署答前の  
型)、この問題を国民に明らかにして、より整備の充  
措置を講じて、財政をかけてでも名簿の記録の整備  
に努めねばと思ったと思つる。  
記録の管理は府(業務センター)で行っていたが、地方府でも  
年金行政を担当する者として、より管理の内容に精通した心を  
持つべきだとも思ふ。国民の皆様の大変な迷惑をおかけ  
していることを認めた(思つています)。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは課長</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1) 「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 仰是えあると意識していなかった。
- ② 退職後に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

了解しておきだ。次下り人事政策があつたので  
ないようだ。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは課長</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方銀行では、年金請求時に請求者とひとひとの年金を「ひいねー」に確認するしかないので、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は退職後に知ったと思う。(新規TV)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度は國が責任をもって運営していくがなければいけないはずのもの。いま大臣自らどうか制度への不信感を露わせるような姿勢をとるべきではない。  
参考

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
	所属	
	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道以外のもの分からぬ。  
特に厚生年金記録改ざん事件は及びがつかない。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号制度が導入される以前までは、旧紙台帳から原票方式に移行し、それに付随する年金番号の払い出し、年金番号台帳転記、記録進違、事業所名符号化等を事業所からの届出に基づく手作業で処理するシステムであり、どの行程をみても転記誤りが全くないとはいえない。(更にそれらがマイクロ化されている) 今日のようなコンピューターシステムの時代と異なり当時の膨大な業務量のもとでの作業誤りを論じるのは酷である。これらの誤りの事後処理は事故リスト処理や年金裁定時に丁寧に記録整備を図っており、多くは解決されていると認識している。

行方不明の年金記録照会件数の中には脱退手当金、あるいは既に年金額に反映されているものはないのか。また、未回答の中には回答することにより、リスクが生じるのを恐れて回答しない、したくない人も可能性があるはず。

一時政府が打ち出した最後の1件まで記録を整理する理想はよいが、現実無理であり、そのための多額な予算措置をするのはいかがか。新たに新事実が判明する記録は期待薄で照会を一定の時点で打ち切り、政治的判断で次の段階へ進むべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方支局においてはシステムに沿い忠実に業務に集中していたと思う。当時は国民年金の空洞化が論じられており、検認率の向上にのみ集中していたと思う。  
年金記録問題は在職中は多く報じられていなかったと思う、退職後報道等で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当事者外として

① 国民年金不正免除

本県は該当しなかったが、大きな原因は所得把握などの法整備が遅れた結果であり、年金権確保を目指した現場とマスコミ報道の認識にズレがあった。仮に免除該当者を申請主義で放置すれば逆に行政の不作為ともとられかねない板ばさみの状況にあり、マスコミ対策ができない序にいらだった。

② 年金記録改ざん問題

多くは実態に沿った適切な措置と認識している。一部の問題だけが大きくクローズされてきたが、年金問題は与野党の政局の筋目節目に利用され、このため社会保険庁は何の反論もできない防戦一方で地方を守るという気概や意思を感じられなかった。このため、あたりを受けた地方職員の士気低下を招き、それ以降法令順守一点張りの雰囲気で硬直した社保窓口が生まれたという声が多く聞かれる。今後ロボット化された職員が多くなることが懸念され、組織解体による行政サービス低下を招くなど、その代償は大きい。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・短期間での記録照合等による記録整備は、問題点が多すぎると感じます。  
 ・オンライン化後、改格記録の訂正や還付金の発生等があり現況資料(旧台帳、市町村名等別)を基に、長期的継続して、正しい記録を特定しながら記録整備することを望みたいと思ふ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・未統合等の記録は、特に(向)意識してないといった。
- ・清算の(向)総括会での記録を整備できなかっただと思われる。
- ・また、年金請求時に記録整備士あるので(向)遅くなるかと思つた。
- ・オンライン導入時(平成60年)から基礎年齢導入時(平成11年)の(向)。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

- ・特に対応方法を考えながら、将来的には記録が整備されてもらいたい。
- ・反省点としては、確かに情報収集を中心とした相談業務等で行なうためにもオンライン化の段階から基礎年齢導入までの(向)に全て記録整備を行なうべきであーといふ思われる。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

みやびら。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険組織と身便りを機に、専門知識の  
みみのBを活用しあげては? 早期の解決体  
みやびらのひめ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙面からオンラインへの切替業務(操作方法)を担当していました。他方からは正しい記録を追達してもらいました。今日の年金記録問題の発生については試験にてみました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

OBとしては、その時代、その時代で複数もし、反対セイレバシヤルをひかり、現時点での反省点として改向には答えられません。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが存じでしたら、具体的にご教示ください。

○(430万件の未収録の厚年被保険者(他セカンドセイフ)  
 ○ついて早く全部のセカンドセイフを改めないと  
 課長補佐研修の際、方側に要望したが却下され  
 たことがあった。(死者者が多く照会の者も簡単に  
 とか示された)  
 ○夫ミ→きみ子、サチ→幸子など子をつけて重複  
 される女性がけつこういました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○住民基本台帳の活用を図ること  
 ○特別便未着者の解消  
 ○氏名が同じで、生年月日が相違している被保  
 険者の発見(住所が同じで)  
 ○生年月日が同じで、氏名が相違(例)  
 ○旧姓の届出をさせろ(特に女性)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 資格取得時の年齢の確認の徹底に努め、中間報告や喪失原票の進呈を正確にするなど、社保の仕事と認識していた。→取得の際は生年月日を握りが毎月あった(採用条件で年会費制限があり若くして入社か)(後で訂正届)
- 5,000万件の該当者不明の記録が発表された時点での初めて問題の存在を知った。(地方に休みを取っていなかったことである)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- (5件)
- 府から定期的に事故リストとして照会あつた件数は全部業務課職員が分担して調査して回答していた。当該被保険者が退職して連絡つかないかた物を除き(1~2件)、期限内にきちんと再連絡した。
  - 基礎番号入時の公報不足や基礎番号外の番号の有無について、本人への確認が不十分であったこと。  
方法
  - 規定請求主義を通り過ぎたこと。

ご協力 ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については、私も第三者委員会のお手伝いをいたことがあります。第三者の立場から検証することで意義があるものと考えております。その後の報道等では、1年以内の未了問題は一定程度が解消されたらしいとの報道はどちらかが出ていているが、平等性を求める第三者委員会を否定するものもあるし、実情を求める政治的判断の介入と思われる。国民との相互理解を基調とする第三者委員会を尊重すべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、若い時分は、主として国民年金の事務を担当してきましたが、創設当初14年未満による被扶養者が本庁ものかと考えておりました。しかし社会保険事務所の課員と市町村の課員の場合は定期的に行っていたことなどもあり、今日振返りこれでいる限り大きな誤認傾向にはあらずないと認識しております。年生駆は社会保険事務所の東京で社会保険行政をして記録が作られていくところの経緯についても分らなかったが、社会保険ホーリー事務リストなどによる文書化があり補正されていくものと考えておりました。

年金記録問題について、退職後に大きな社会問題に発展し、驚いています。時間の経過とともに、社会保険ホーリーが社会問題化されつつあるが、社会保険事務所の問題は、社会保険行政が行政上に直面した問題であります。政府の対応操作などをするほどなく、社会保険行政が発生し、社会保険行政が社会問題化される可能性があるのではないかと考えています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・地方本部では、認識の相違があり、特に国民年金の事務委託を市町村から国(社会保険ホーリー)へと大きな問題があつたと考えている。住民が健保しに窓口から切り離されることは、行政の発展が進み、市町村やより年金は国の手であるといふ認識から消極的な行政となり、本部の窓口が、ひいては運営者があらざる結果となつたと考えられる。

年金は、全国一律が望ましい行政であるが、地方本部を担当する者として、より積極的に地方本部意見や実情を反映させなければならないことが大事しい。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

冬季にあります

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

教員が説明した時に最終確認をするときに認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機会があとひいて記録の点検を行って正確な記録と  
なるよう努力が必要だと思ったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

難しい問題があり、考へかねません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に差異があると  
思いました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録に問題があると  
思いました。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="checkbox"/> 現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	<input type="checkbox"/> 本庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a.	本庁部長級以上	
b.	本庁課長・室長・企画官級以上	
c.	本庁課長補佐・係長・主査級以上	
d.	その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e.	事務局長 *平成11年度までは課長	
f.	事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹(係長級)	
g.	事務局課長補佐・係長級以上	
h.	その他(事務局)	
(社会保険事務所)		
i.	事務所長	
j.	事務所課長級以上	
k.	その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

非常に難しい問題であり、これといった方策も思い浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者一生の大事は記録と認識していたので正確な事務処理を心掛けていました。

現在の年金記録問題については、最近の報道などで知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確な事務処理が第一(迅速第一)と考え  
記録・関係書類遅延の際は読み合せ突合、  
発送等(事故記録の補正も含む)直接自分が  
担当するよう努力していました。  
地方政府にて出来る最大限の努力を行なったと  
考えています。

増え続ける膨大な事務量を処理する為のオンライン化  
基礎年金番号の実施方法に問題があったと考え  
られます。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
<b>最終官職</b>		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

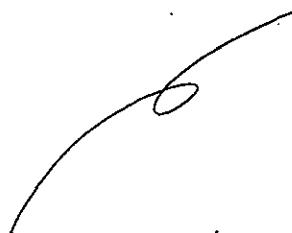
## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。



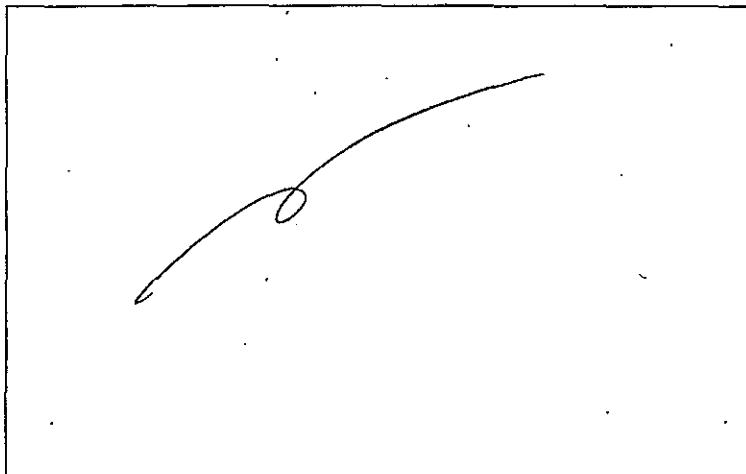
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方の社会保険事務竹下・適用事務の適正な処理、保険料の  
収取事務、年金料金の支取、周辺を主な業務として実施。  
年金記録即ち年金記録の管理事務については社会保険庁が  
一括管理にて主たる業務。  
今月の年金記録問題上での地方の社会保険事務竹下不適正な  
問題が東西日本新聞の報道では大々的に取り上げられています。  
これらの地域住民と接し、窓口で聞く取扱いのうち、社会保険  
庁(厚生省)の具体的な経過説明が必要と思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 <del>*平成11年度までは主幹</del> g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

皆不在ません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険施設の設置についてある時期から建設されたものであり、保険料を不正流用されたものではない等です。  
従つて、歴史的経過及び背景等について検証して公表すべきと考えられます。  
社会保険政治運営も含めた答づか一言  
コメントがないのが不満です。  
OB取扱として専門会(15万円)と被付しま  
たが、使用等報告すべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不明

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、ごの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期にオンライン制度を確立すべきと考え  
られました。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の題に付し、特に知りたいことはないが、社会保険経験者として思うに、昭和時代年金記録のオンライン化におけるどのような状況下で各種の証明書類が求められるかという点に問題がある。その辺りが最も問題である。アドバイスを貰いたい。国民年金の記録については、本来社会保険業務として扱うべき業務の一部を各都道府県へ委託して行なわれていて、年金記録(検証)においても多くの問題が発生している。ハグ内も大きな問題は問題がみつかることがあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 記録の整備について社会保険事務所に原簿があるうえ、原則に記録の照合とする。
- 年金、公金経済学の専門者の提唱のひとつですね。戦後からしばらくして「尋ね人」という放送がありました。記録の不正確のほかに、NHKテレビの深夜放送で公用放映やインターネットで公用放送といつてあります。子供もや孫も見ることもあり、効果がある。個人情報保護法の適用除外とする必要があり、これは、またに立派な仕事ですね。社会保険庁たまきの歳の中での身分の安定、雇用経験の不安に対する心からでは、お気かにならないとの意味になります。
- 将来、年金制度の根本改正があるかもしれません。年金制度は加入する過程で、掛金の徴収方法では、年金額や個人ひとりに支給される金額をもつつかなシステムをつくさないと大事だと思います。

いくつもあって、将来いくらもうるるかなど、自分の記録自分で管理するなどが大切です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、ひとりひとり最後の年金支給権利のみならずものであり、  
20年後30年後に花開くものが必ず自身の事と同じ認識である  
が、社会保険料と社会年金の仕組みと接觸が弱いため制度の  
重要性を認識していない(又は認識する)これが一番大きい面があつた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては「質問3」で書きましたが、今後課題として  
国民ひとりひとりが制度と自分のものどちらで問題意識をもつこと  
そして、事業部門はあい乙も、重要なスタッフとして従業員の福利と  
(こなげ)をなくし、加入するか喪失時の確認にサポートをする。  
社会保険サイドは、(社会保険組合を)より適正な事務処理やきちんと  
サービス等と一緒に指導する(周知)  
これらは意識をあげて強く、業務処理システムを整へなければ。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
e. *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
f. 事務局長 *平成11年度までは課長		
g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

岩手県では、昭和53年の年頃から算定基礎年齢の実現にあたり、全ての事業者方に、支給年と貨物名簿を持参せねば保険料一人一人の報酬額を照合して振りまいを確め、その場で指導するが行い、そこから後する年後、またそれが事業者の方の直後に多くの取引割でわかるまでの間に、その方への対応は不可能である。

その後する年後からそれより後と限らず、かつ数名以上かれて後するので1月次あるいは

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

テレビで他県の報道を見て知りましたが、本県では、危機の余地はないと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は、年金の裁定や支払いが遅れましたから、年金受給者への直面に生じていかれとか、受給権発生時と複りとか住む地に赴いて実態調査を実施してもらいますから、少なくとも私の立場では、ありえません。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
(f) 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
(i) 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間と運営などを考慮すると、年金記録の改訂が最も効率的で、最も重要な手段であると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金加入者の権利／面あい裏の問題は處理につとめ  
がうづく問題とおもふことはあります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

よく知りていません。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本・庁	地方庁
最終官職		
以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
f. 事務局長 *平成11年度までは課長		
g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1日～数日勤めたり無断休暇にはば  
者につい事業者からみづけ様子を見  
後の回付けの喪失口として喪失金を出し、  
その者は概く事業者からくる等、  
厚生年金・国民年金との重複記録が多く  
勤務・負担の実態のない者ばかりである。  
(事業主は立替え払いをする。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

住民票の移転手続きを怠る者が多く  
ある。  
住民票の開設をしない自治体があるなど  
がある。  
名ヶ崎等(東京大都市圏)に住む  
いる者は全てみづけやめてから厚生年金  
の資格を持つた経験からあろうから、社会保険の  
取扱いの責任で解決いろ等無理と思ふ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成11年7月、社会保険事務所事業課係長の発令を受け  
事故リストの実済金及び訂正請求担当者となることを  
同一と思われる者の氏名、又は名、生年月日、取得  
及び喪失の年月日の不整合が、多く者は10記入  
を超す例があり、1着けも解説することは困難であ  
つた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

女性は取扱場所で生年月日、名前の音を違える。  
(例) ハルノ=春野=晴乃。  
逃走者であると思われる女に確認の為の  
事業所登録会員登録料を返却し、全国を股  
に移動して新潟→岩手→新潟一晩で。  
65歳を超えている事や確認出来たにかか  
わらず2次元若い生年月日で幼いつまり、れたくな  
に年金受給手続きを断つて生じた。  
未だにない事も考慮される事もありました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

答へられません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

答へられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミを通じて。  
年金管理の難しさと複雑さ。(長期的管理)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

運営後1年を経過いくので良く理解できていない。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険審査官在任時、年金給付の支給に際し、加入期間に係る審査記録が記載されておりました。しかし(審査手続規則)記録誤りが存在していることは認識しておらず、それも限られたもので、これ程の数多くの記録誤りがあるとは全く思っていません。設置により整えていたのが実情です。  
 今回改めて申し出すことは何をありますか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

資格取得の都度、新規には番号(届け出金番号が記載された以外)が発行されていましたので、重複して番号を持つことは想されず、一人ひとりの番号制にすることが當時から希望していました。

質問3へ  
戻る

質問4へ  
戻る

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に記すことはありません。

質問  
1. 未  
記入  
して  
います

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に記すことはありません。

質問  
2. 未  
記入  
して  
います

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
		<input type="radio"/>
所属	本庁	<input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判明した部分については、早急に対応に当ることが望ましい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者にとっては、長期にわたり大事な記録であり、迅速かつ、正確に処理することを認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録した後の再確認事項が非常にあまかつたと考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

矢やな い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

めかうな い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・衣類してたりときには、現れのような問題に  
    なったことは、寺内してないか、だ。
- ・平成19年に、報道され、そのようなものが見つかった  
    ことを、知り始めた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

衣類特にかけろ、はる(業務)の仕事の構成から基本的には  
一部改めてかけてかかる気がした。  
段階的に記録の統合業務を実施すべきと思った。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在一般に知られている程度の問題点以外は  
知りません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

法改正を含め年金事務手続を全面改廃  
する必要あります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には現在のような年金記録に困る問題はございませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

法令通りに通達せりふたり仕事をしてきていたと自負してますが、安心する事案はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

相当多くの記録が大部分でみり未解決でござりません。  
現在行っている記録審査をめぐる程度終了後、残りの記録を公開する方法も少しでも減らしていく方法の一つではないでしょうか?

国民年金の繰りは繰りはシテ申出が多いようと思われます。  
納付しているのが事実であれば、市町村の品薄、未納未払等で何らかの表示があるはずです。市町村の未払いの不正(?)については小窓を開ける。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン導入前、資格取得届は手作業であり、転職等の場合は、事業所から届いて年金番号がなく、新規提出時に複数の番号を持っています人が多くいた。(私が担当したときに)  
22件持っていた。他の職場ではどの程度以上の人もいる?  
当時私は大変の苦労、務量から確認が~~できなかった~~現状に至っていました。  
基礎年金番号導入後、相当数統合して来ましたが、まだあります。  
裁定請求日時までに統合すれば良いと認識していました。若干年  
後では請求書受付際、氏名、生年月日等、未実施で来られ  
ば、コンピューター上で検索されなければ請求書は発行せられ  
ませんので、今回調査で相当数再裁定があつたと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえ、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

裁定請求書に記載の來りを経て、該当する記載内容(他手筋)  
がある場合、通常、電話連絡して確認後、裁定料金を示す  
してきた。  
今回の誤算問題は社会保険事務所(ゆかりに)問題からようやく  
報道されていましたが、オンライン導入際に誤算問題は社会保険  
へ行くついであり、それが入力ミス等に当たるまではい、又、1,500  
万件の未入力件数もあり、未解消の誤算の管理にも問題  
があった。  
年金料引渡しでは誰がそれを確認する方法としては良いのかと思うが、  
共済の料金と通帳口座とのことで相当現場の混乱があり、ひと月近く  
過ぎる事も現地の意見からセイヨウとすれば理解するが一般人は  
分かりづらい。説明の字数も多い。結局、未解消の誤算による原因。  
ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 関係官庁の記録との整合を実施してみる。

社会保険庁の記録と雇用保険の記録は概ね同一の記録と思われるところ事故と思われるものについて実合して比べるもの一案を思ひます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問3の事ですが) 遠慮の届者と下請業者へ  
発注し記録入力している事に、大変部からも  
思つておられます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方府と中央府の事なのさ。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本・庁	地方・庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいざれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいざれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になしござりません。

(世に報じられてゐる標準報酬額の改ざん等のことは全く信じられなく、残念でなりません。犯罪ともいふ行為です)

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未だに統合未処理のものは、その内容を精査し、それを区分毎の件数を公表してはいかがで、ようやく

年代別の件数 (例: 1980年台の件数、1990年台の件数...)

性別毎の件数 (男、女別にどちら多く、どちら少い?)

年齢毎の件数 (今何歳くらいの人が多い...)

加入年数毎の件数 (3年以上の件数、1年未満の件数など)

地域毎の件数 (東京の発行率が北海道に比べて高いなど)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は特に認識していなかった  
基礎年金等の制度後に「年金問題」を学びて認識

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1日台帳からのやり取り時の読み合せ誤合が不十分であるのが  
あり反復される。特にアルバイト取扱の管理が不十分であるが  
しれない。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知してない

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「ねんさん特別便」と「ねんさん定期便」と年交代でいく。  
(現在行っている方法)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将棋盤が支給する年金で例、正確・確実な記録むけに迷案を取り  
くんだ。  
又、私は国際職員として被認領者が被認領者も帳へ消え  
る事務しか経験してない。

記録問題を知ったのは、新聞・テレビの報道がきっかけ。

(筆者に尽し難い、忸怩たるものある。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各種様式に特に氏名にフリガナ欄がないからニヒ、と原因一つ  
ではないか。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かのいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

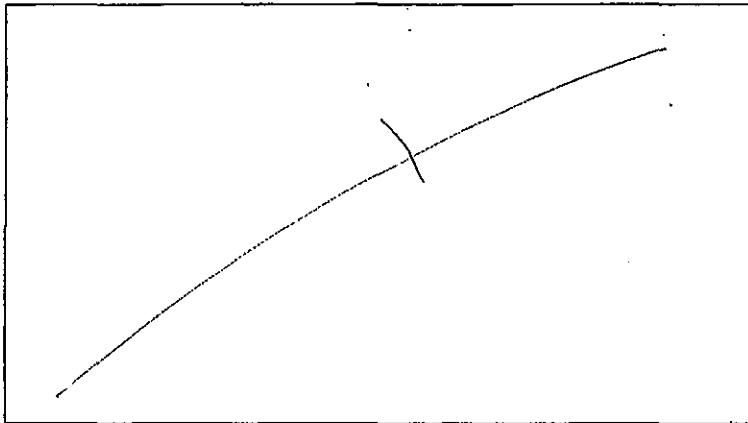
(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

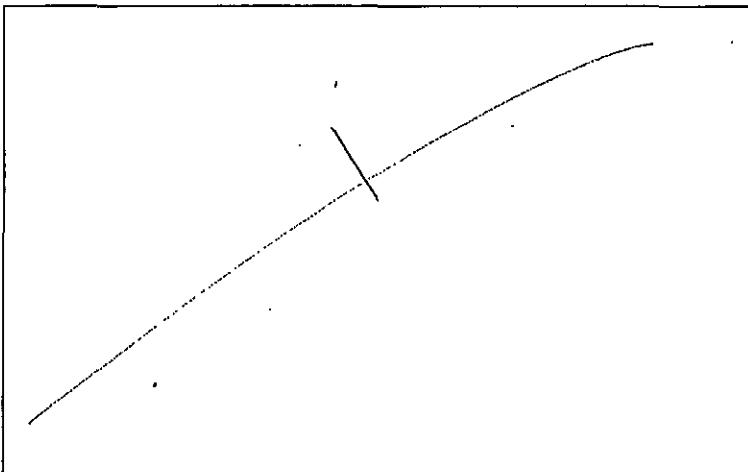
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力 ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 記録に脱漏があるは「大変面倒でない」正確に記録があるべきだと思っていました。  
(老齢年金の算定については、全て記録が発見が確認された。)
- オンライン上の記録については、今後の報道に取り扱った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

- （複数枚提出された場合は、該当する箇所に印を押して下さい）
- 年金権利に無い記録は、本人が勤務先に提出の有無を個人確認せずに解消を図っていたこと。  
（例：老齢年金は加入していないが、個人年金は加入）について  
本人が年金権利があつたと主張するケースがあったから。詳しい本人の確認を怠り、個人年金加入記録を提出せずに年金権利と誤認しているケースが多かったこと。

△

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

民間企業の採用時、人が年々  
名前をこなして  
経験等の給料を有利に  
するために等と思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

生まれた時に不動の番号付与  
(統一登録)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

伯父の訪問による徴収時に記録を  
貸出され、東京の管理的回答せざる苦  
難を経たこと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

・個人の記録は自分で記帳管理  
するよう指導したこと。  
・請求主義から通知主義への変更が  
遅すぎたと思う。  
・保険料ではなく、国税にて徴収は  
各市町村で行うこと  
(日々の状況がハアクレサル)

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重複半端と認めていた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

徹底した再チェック方法からと思ふ

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の生活設計の基礎となる重要なものであると認識  
していく。  
2007年春頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、ごの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応できなかった。  
紙台帳からコンピューターへの切り替え時の作業(検索窓)  
が適正であつた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

法に従つて真面目に仕事をしてきたと思ってるので、この問題が出来たこと事態考えられないことがあります。しかし結果的に国民の信頼を損ねることと、現状の苦悩と思うとき、私自身も苦痛を感じます。

問題が大きすぎで、どのような方策を探ねばいいか考えられず、まことに申し訳ございません。  
最善の結果が出るよう祈るのみです。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道で世間一般に知られている問題以外には、存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決の方策など、問題が大き過ぎて考へが及びません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職して数年後に報道で知りましたが、大きな驚きと共に大変残念です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今となって思うには、時代の経過とともに、業務処理方式の変更が行なわれてあり、その切替の都度、正確さに問題があったのではないかと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	<input checked="" type="radio"/> 本庁	<input type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
e. *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
f. 事務局長 *平成11年度までは課長		
g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まだあります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大事な年金記録といふ形でござり、適正に  
処理してありますしが、当時、このような様々な  
問題が発生するとは考えておりませんでした。  
退職して20年以上空過しております。  
記入用紙といふあります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
e. *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識しておりませんでした。

新聞報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今ようこそやめてはいませいていて。  
就職せずに、ヒントをどこかで思ってもらおうとした  
事あります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

無れました

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方 庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件ずつ解決するしか方法がないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- コンピューター管理時に被保険者記録が登録され、事故は事故リストにより各社会保険事務所に照会回答により整備され、それ以後は資格喪失時、申告報告と障害原票の進呈により正常に記録が完備され問題がないと認識していた。
- マスコ報道で知った内容について理解できなかつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

- 特に対応しない
- 基礎年金制度実施の際、同年期間と厚生期間を合し、本人に確認し、事故部分について、事故リストにより整理。  
年金の新規裁定の際は、裁定後に記録表を本人に通じてし確認のためあるときは訂正処理を行う。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

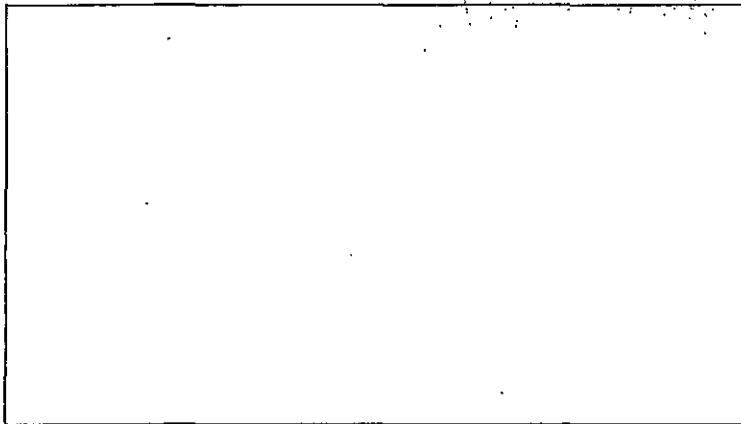
特にありませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

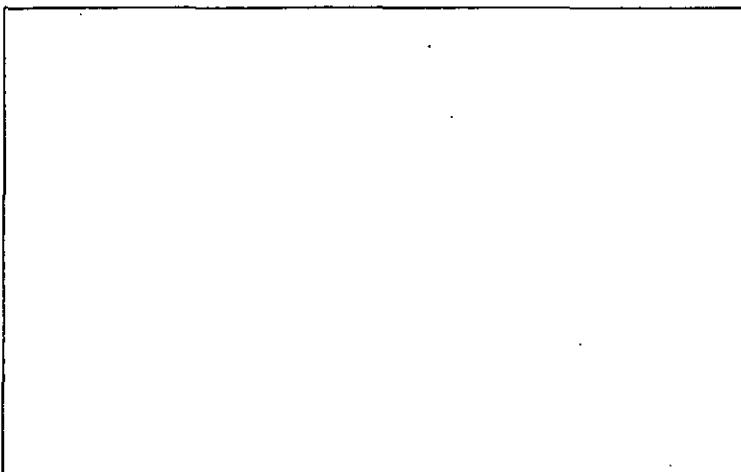
**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わざがない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問の年金記録問題とは、何を指すかわからずいて、答えた  
知らない。  
年金記録と年金制度については、報道がありてから知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早く複算化すべきである。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
e. *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. 事務局課長補佐・係長級以上 i. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
j. 事務所長 k. 事務所課長級以上 l. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- (現在、厚生記録調査に携っています。)
1. タイムリミットから追算した作業スケジュールで「取扱い不審類」と「少なくて済み方」が全国的にには受けられないのか。制度は理解できる面もあるが、年金の信頼回復の面では「必要とする面があるのではないか」。
  2. 未統合の記録は、氏名、生年月日のみ相違が多発被疑されると、思われる。基盤へ統合は容易ではないと思われます。少なくとも1日以内に判明しないと効果の程は如何何か?
  3. 調査には現システムと最大限活用することと3が可能か十分とは思えない。時間がかかる場合は、多段階で3が根気よく精査する必要があると思われる。
  4. 現システム、スマートフォンなどの調査だけでは解決しない案件が発生する。若い世代では気付かない事柄が大く存在する。実務経験のある社会保険庁の活用は有効な手段と考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚年記録のサ政リスト整理等で、ある程度整備された  
ものと思っていましたが、旧名簿の整理状況については全く  
意識ていなかった。昭和61年年金給付担当となり、  
武道講演の進捗を行うこととなり、中央のあつた職歴  
と年金記録の並べ方や記入箇所を感じはじめてある。  
旧名簿は欠落や順不同の縮刷、または焼失等が見受けられ  
「一体年金記録はどうなっているのか」と疑問を感じるものである  
業務センターのデータセンターへ作業結果についてはチェックが  
なされていたのか?

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

現在のような氏名・生年月日(前)、事業所検索システムか  
ない時刻でありますから、年金記録の調査(自序分)に限界  
を感じたもの。問題が大きくなる以前(少くとも基礎年金番号  
導入以前)から徐々に記録の整理統合に向けて計画が  
立てしかるべき問題と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票 ③

(質問 1)

厚生年金はこれまで幾度かの法律改正がなされ、受給資格についても改正されてきましたが、旧法（昭和29年度以前の厚生年金記録保持者）特に資格喪失者の記録、各共済組合に保管できずに残ってしまった厚生年金記録、本人が厚生年金に加入していたことを認識していないかった方、会社名、事業所の適用住所さえ覚えていられない方、特に通称名で記録を持っていた外国人が相当数含まれていると考えられます、これらの方は当時陰盛を誇っていた炭鉱等の職場を数回渡り歩いていた可能性があります、同時に旧令共済期間のある方、職時加算のある方の請求漏れも相当の数に上るだろうと思われます、これらの方を今回の消えた年金としてどう処理しようとしているのか

(質問 2)

上記の方の大部分は、現状では時間も人も金をかけても解決できるとは到底思われません、年金請求してきた方に有る記録を詳細につき合わせて行くしかないと思います。

そのためにも、国民に上記のような記録を持っている可能性の方にたいし、国として、行政としてもっとわかり易い広報と、請求しなければ問題解決できないとの説明をしなければならないのではないかと思います。（個人的には、決して消えた年金ではないと思っております、時間と労力をかけすぎ消してしまった年金とならないようお願いします）。

回答票 ④

(質問 3)

厚生年金記録問題については、昭和30年、40年代の旧紙台帳が社保から業務センターに送付されたと聞いているが、はたしてこれが正しく全件が送付となっていたのか、その当時だれがどうやってその結果を検証していたのか、また電算化するに当たり相当数の不整合事故リストが出ていると思われますがその補正処理がキチンと最後まで補正されたのか、昭和61年以前の事務処理方法では再就職した方の取得届が提出された場合は事業所の担当者が旧厚生年金番号を記載していなければ新たな番号が附番となり、重複された番号となることはいたしかたないとの認識であったと思います。

昭和61年基礎年金制度が始まり、制度上は重複附番となる可能性は解消される事務処理となりましたが、基礎年金番号の統合処理は国民年金、厚生年金、共済等それぞれの事務処理事情から一挙に統合は困難とされ、現場では年金請求時に統合し、裁定処理せざるを得ないと的情勢であったと思います。

36年4月以降、階年金制度が確立され、裁定請求時に確實に履歴が確認され反映できれば可とする方針で裁定処理をしてきたと思います。

現在、問題とされている統合できずに不明とされている記録の処理については、国民年金を担当していた当時、住民基本台帳法が制定されその情報が社保とのオンラインとなり死亡済みの記録、年金受給済みの記録等、また住所把握ができるので統合の際の本人照会等が可能になり、ある程度の整理はできるとの思いでおりましたし、当時の社会保険庁の担当者とも個人的に話題にしたことがありましたが、政治的、社会的な反対もあり実現とはなりませんでした。

(質問 ④)

一番の問題は、年金記録に対する重要性への認識不足、社保にあっては番号払出し簿をはじめとした個人記録の保存を電算処理に移行する際の意識決定が不足していたこと、

(少なくとも、番号払出し簿に電算移行の有無、年金受給等の有無を記録しておける状態であればと思われます、当時の事務処理としては人員的に不可能と思われるが)

国民年金に関しては、市町村から移行するまでの市町村検認の記録の保存、社保での不在者台帳等の台帳保存と払出し簿の整理がされていなければならなかった、未検認者リスト、未納者納付書発行一覧表等の将来的に重要なものの永久保存も考えられたのではないかかったのか、地方の社会保険現場では厚生年金、国民年金会計の人事交流が頻繁に実施され現状のこうした問題に関し問題意識を持った人間も、持ち始めた人間も元の会計に帰った時は立場も、現場の処理状況も大幅に変わってしまっているため改善も何もできなかつた経験を悔やんでおります、今後日本年金機構という一つの目的、使命を持った組織となり、職員一同が同じ目的を持つことができることになりましたので、上記のような問題は解決されることを祈念しております。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○ 退職者
所属	本 庁	○ 地方庁
最終官職	以下のの中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ等で騒がれたりしたときから。  
当時の職員は皆一生懸命仕事をしていましたので、マスコミ等で騒がれても他人事と思っていたが、(多少の誤りがあるなど)でも人が行なうことには誤りがあるものと思っていましたから)また、国庫につづくは未納荷へ納付済内を送付していたことから、納付済内が漏れた時まで問題が発生していくと思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職しましたので、申し訳ありませんが隠匿情報ですむとおもひました。

年金記録の確認は年金受給する段階には、何か意味を持った達成感があり、我々もそれをPKと思つていたところから、記録に誤りがあるなどして結果としてそれがまたにつけられました。早速早目に知らせていただこうとは思つたが、経営層へことある。また、まずは全部人が行はれなければいけないから、それがすることができないことが可能だったのか?疑問も有る。(私は金又が事業主からの申請に基づいて事務処理するシステムには、このような機能が付いている)年金でもあると見て、これが

(氏名、生年月日、得喪年月日、郵便局協力、ありがとうございました。  
年金改正の申請が行はれると、これを前提に法制度)でいた

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。年金記録は、年金の支給額を算定する際の重要な情報で、年金の額を決めるうえで非常に重要な役割を果たします。しかし、年金記録には、これまで世間一般に知られていない問題があります。それは、年金記録の誤りや漏れによる年金額の誤りです。年金記録の誤りや漏れは、年金の額を決めるうえで大きな影響を及ぼすことがあります。そのため、年金記録の誤りや漏れを防ぐためには、年金記録の正確性を確保する必要があります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本筋に駆けられたようにして社会保険事務所を行われた方が信じられると思います。  
現後の職員の方々には申し訳ないと思うが、改密に努力を重ね、一つ一つ解決していくべきだと思います。しかし、单箭萬能的時代よりも相当なものでありますからと思われる方の反対を解決するといつへは難しく思う。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		
以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

7月

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

十分対応していると思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があつことはないと思ひていゝ。

問題をよく報道等で聞つてゐる。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

指示に従い対応した。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の大別(二つ分け)

1. 生年月日で区分する。
2. 現役一受給者…優先
3. 受給者…年々受給者(年)を別本で…
4. 新規加入者…指導調査 (外注など)
- その他…公示(ネット上)

年齢で区別など、時期ありきのみは  
二次被害も、方針とステップ(短期後期)  
を示し理解を得る必要があると考えます。

割合ある限り、参考には標準して対応の必要

最後に、従事する職種(優良)を大事にする意識ないと!

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 事業主からの届出内容に謬びゆうは有り得る  
2. 業務担当者の文化課謬びゆうが有り得る  
しかし、対象、文書としてふ  
1. ... 手帳・調査、(誤)虚偽活動、委託研修等)  
2. ... 事故リストの追跡亦誤り  
年金受給者までに整理(最も遅くても)の意  
序(高井戸)の文化課では遅くからない状況  
だった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

これまで、文化課内に年金受給者に謬びゆう  
対象として、重複取消届、名前、生年月日等を  
届、かねてとして整備されており、対象者  
登録者への周知をしていくは... ...と考えていた。  
筆者、戦後の一時年金は年高者、1回日本  
などあり、オランダにて時に事前準備基準額を  
そればかりではなれか、... 基本的ありきの政策  
事後の検証に手をかけたかった... 人員削減  
45分ターミナル(5分休憩など) 年度の翌年度にはなれか  
だった。

ご協力、ありがとうございました。

-4-  
一機器のとりあいご連絡タッチの確認を、

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課、国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

手元にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳記録をコンピューターへ収録し、  
本人(遺族)の申しに基づき、氏名検索を行う方法が  
良いのではないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求時に履歴確認をしますので、問題意識はない  
ときにあります。そこで、  
また、マスコミ報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一正のため、履歴確認を間違っていた  
ときは、神経を使つて記憶してあります。  
コンピューターによるシステム管理で、早から  
あべきだと思っていました。

ご協力、ありがとうございました。